

26 西 審 下 第 23 号  
平成 27 年 1 月 28 日

西東京市長  
丸 山 浩 一 様

西東京市下水道審議会  
会長 海 和 将 也

西東京市下水道事業の適正な運営について（答申）

平成 26 年 5 月 22 日付、26 西審下第 9 号により、市長から諮問された標記の件について、慎重審議の結果、結論を得ましたので答申いたします。

# 西東京市下水道審議会答申

(西東京市下水道事業の適正な運営について)

平成 27 年 1 月

西東京市下水道審議会

## I 答申

当審議会は、慎重に審議を重ねた結果、下水道事業は適正に運営されており、下水道使用料についても、現行の排出量区分及び料率を据え置くべきとの結論に達しました。

今後も、市は引き続き下水道事業特別会計の健全化に努力し、3年程度を目途に定期的に下水道事業を検証するとともに、一層の経営努力を行うことを要望し、改めて使用料の検討について十分に配慮されたい。

加えて下水道事業特別会計の健全化を図るため、回収率は独立採算制の原則を踏まえ長期的には100%を目標とし、中期的には多摩26市平均の水準を目指し、経営改善に取り組むよう努力をされたい。

また、市の下水道事業が市民はもとより、多くの下水道使用者に理解を頂けることを期待します。

これらを実現するために、総務省が進める公営企業会計への移行を早期に実施し、経営状況の明確化、使用料の適正な算定、損益取引と資本取引の把握、市民への明確な説明を行うとともに、下水道事業の適正な運営を進めるため、各種制度の活用を検討しながら適切な長期的展望が見える経営戦略を策定することが必要です。

## II 下水道事業の考察

### 1 基本的な下水道事業について

西東京市は、総合計画により「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を目指して様々な方面で取り組みをしている。その中で下水道事業は、汚水の処理対策としての生活環境改善及び河川など公共用水域の水質保全に大きな役割を果たすとともに、雨水の住宅地等への浸水対策など都市の社会基盤には不可欠なものである。

本市の下水道事業は、昭和49年の建設事業開始後、平成25年度末までに市域1,585haの公共下水道（汚水）普及率がほぼ100%となっている。一方では、公共下水道を使用している人口は約96.9%である。この下水道の普及の結果、河川等の汚濁防止などの環境保全が図られている。また、溢水地域の計画的な解消などにより市民の安全で快適に暮らすまちづくりが図られている。

今後は、既存の公共下水道施設の補修及び耐震化や清瀬水再生センターの老朽化施設の更新、震災対策等を計画的に行っていく必要がある。また、これらの施設は、市民の共有財産として、将来にわたりその利便性を引き継いでいけるよう、適切に維持されなければならない。

公共下水道事業は、地方財政法第6条（注）の規定により「公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」とされており、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が求められてい

る。

しかしながら、社会基盤の施設整備にかかわる経費は、企業の経費収入のみで賄うものでないという考え方もあり、現実として、一般会計からの繰入がおこなわれている。

(注)

(公営企業の経営)

地方財政法第6条 全文

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

そして、下水道の維持管理に係る費用のあり方については、その公共的役割と私的役割に基づき、基本的には「汚水公費」「雨水私費」の原則により負担し、それぞれ収入と支出のバランスを計っていくことが必要である。

しかし、本市の下水道事業の財政状況は、汚水処理費に占める下水道使用料収入の割合が低く、独立採算制の原則が成り立っていない。

その主な理由は過去の下水道整備にかかる建設事業に伴って借り入れた市債の償還金が嵩み、使用料収入での充当不足が生じるためであり、その解消に一般会計から多額な繰入金をもつて事業の収支均衡を図っている。

また、平成 23 年度には下水道使用料の改定を行い、使用者の水の使用実態、世帯構成、経済的弱者、節水型社会並びに経済不況による大口利用者等に配慮して、使用料体系を従量使用料部分の7段階区分から東京都23区並びに他市(武蔵野市ほか6市)が採用する8段階の水量区分を適用し改定した。それにより汚水処理費経費回収率(以下、「回収率」という。)が平成22年度の53.0%から平成25年度は67.4%と14.4ポイント上昇し、改善を図ることができた。

しかし、平成25年度決算において、多摩26市平均回収率では101.9%に対し本市は67.4%であり、多摩26市中最下位の状況である。

なお、平成22年度における下水道審議会では、「今後、市は、使用料改定後も引き続き、下水道財政の健全化に努力し、3年程度を目途に定期的に下水道事業のあり方を検証するとともに、一層の経営努力を行うことを要望し、改めて使用料の見直し等について配慮されたい。加えて下水道事業特別会計の健全化を図るため、回収率を長期的には独立採算制の原則を踏まえ、100%を目標と

し、中期的には、多摩 26 市平均の水準を目指し、経営改善に取り組むよう努力をされたい」としている。

平成 26 年度に設置した下水道審議会は、このような本市の下水道事業の財政状況、経費削減の努力、他市の状況、今後の事業計画・経営状況等の各種資料を検討し、諮問内容についてその合理性、妥当性および公平性の点から慎重に審議した。

## 2 下水道使用料の現状と分析

当審議会は、下水道に関する関係法令等や制度および市の財政状況及び下水道事業の財政状況の推移など、下水道事業の運営について、市から提出された資料及び詳細な説明を受け、質疑、意見の交換を行った。

### (1) 汚水処理費に係る使用料

下水道事業は、地方財政法上では、独立採算制を原則としており、一般会計繰入金については、下水道事業を行うための財源となっているが、基準内（雨水処理経費等）以上の負担を市の一般会計から求めるべきではない。しかしながら、市の一般会計から下水道事業特別会計への繰入金は、平成 16 年度をピークに毎年微減傾向にあるものの、平成 25 年度においては約 11 億 5 千万円であり、市の自主財源（約 360 億 4 千万円）の 3.2%を占め、市の財政運営に影響をきたしている。また、下水道事業特別会計の歳入（約 43 億 2 千万円）に占める割合は 26.7%である。

汚水処理費は、下水道使用料で賄う経費に対して上回っており、回収率は 67.4%にとどまり、汚水処理費の約 3 分の 1 の下水道使用料が不足していることになる。これは、建設事業に係る費用を借り入れた市債の資本費が高く多摩 26 市中、本市は 7 番目となっている。

平成 26 年 3 月に策定された本市の「西東京市第 4 次行財政改革大綱」アクションプラン（平成 26 年度版）において、推進項目（4）特別会計の健全化、実施項目として「下水道事業特別会計の健全化」が位置付けられ、目的として「独立採算制の原則を踏まえ、一般会計からの法定外繰入を抑制する」が示され、長期的に目指す方向性等については「一般会計からの基準外繰出金を抑制するため、引き続き様々な手法により経費削減を図るとともに、料金改定を計画的に実施する」とし、取組概要では「下水道審議会において、下水道使用料及び料金体系の適正な水準を検討し、健全な経営を目指す」としている。

本来、下水道事業特別会計において、下水道使用料で賄うべき汚水処理費等の経費は、下水道使用料をもって充当し、その収支均衡を図ることが基本であり、このことに努力することが求められている。また、収支均衡については、長期的な視点からの考察が必要であることから、下水道使用料を検討する場合

において、今後の推移や現在の経済情勢等を十分に配慮する必要がある。

## (2) 市債の低減と費用負担の公平性

下水道事業の運営費用は、施設に関する資本費と維持管理費からなる。

下水道事業は、建設に多大な費用（総額約 677 億円）がかかるという特殊性から、その建設費のほとんどを市債（借入金・総額約 453 億円）で賄っている。その市債残高は平成 25 年度末で約 102 億 9 千万円であり、平成 25 年度元利償還額は約 18 億 1 千万円である。一方では、国の臨時特例措置として公営企業経営健全化計画を策定し、公的資金補償金免除繰上償還を実施し平成 19 年度から平成 22 年度に高金利から低金利への借換えをしたことによる公債費の低減により、汚水処理費のうち資本費の減少が図られた。しかし、建設に伴って発行した市債の償還金は償還期間中に毎年度発生していくものであり、下水道事業経営は短期的な視点でなく、中・長期的な視点に立つことが必要である。

この多額の投資に関する資本費については、世代間に不均衡を生じさせないよう、現在の世代とこれから下水道施設を利用していく将来世代とで公平に負担をしていくことが必要である。また、維持管理費は、使用者間の負担の公平性が求められる。

## (3) 適正な下水道使用料の設定

### ①原価主義

下水道使用料は、「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること」（下水道法第 20 条）を原則とする。

### ②下水道使用料改定による回収率の考え方

現状の下水道使用料収入は、汚水処理費の約 3 分の 1 の不足額をもたらしているが、引き続き回収率は独立採算制の原則を踏まえ、長期的には 100% を目標とし、中期的には多摩 26 市平均の水準を目指し努力をすべきである。

## 3 今後の推移

### (1) 維持管理費と資本費の推移

維持管理費については平成 23 年度から平成 35 年度の間、約 12 億円から約 13 億円程度を推移しており、内容としては、下水道事業に係る人件費、事務費、ポンプ場や下水道管の公共下水道施設の補修費、水再生センター施設関連の維持管理費等である。

資本費は下水道管の建設事業に伴って借り入れた市債の償還金で、平成 23 年度は約 20 億 5 千万円から平成 35 年度には約 3 億 5 千万円と下がっている。ただし、今後、老朽化による下水道管の更新事業に伴って、市債で借り入れる金額により、徐々に増えていくことと推測している。

## (2) 下水道使用料と回収率の推移

下水道使用料は平成 23 年度から平成 24 年度にかけて、上昇している理由は平成 23 年 10 月に下水道使用料の改定により収入が増えたことによるものである。

平成 25 年度から平成 35 年度にかけては、一定程度の人口増を見込んでいるが、節水型家電、節水型トイレ等の普及により横ばいとなると推測している。

回収率は平成 23 年度に 56.8%、平成 25 年度に 67.4%と回収率は、上昇し、平成 31 年度には、105.6%と 100%を超えて、その後平成 35 年度までは、さらに上昇するという見込みである。これは資本費が少なくなり、下水道使用料を横ばいと推測していることから、おのずと回収率が上昇し、良い方向にむかうこととなるため、このまま事業を進めてもらいたい。

## (3) 一般会計繰入金の推移

一般会計繰入金は平成 23 年度には約 15 億 4 千万円で平成 24 年度は 11 億 6 千万円で徐々に減り、平成 31 年度からは基準外繰入金が必要なくなる。これは、使用料が横ばいの収入で約 20 億円前後を推移するが、歳出の資本費が減っていくことにより、おのずと不用になっていくこととなる。

## (4) 全体の推移

下水道事業特別会計の健全化に向けて、支出の面からみると

- ① 維持管理費の見直し
- ② 公的資金補償金免除繰上償還「過去に高金利で借入れした市債の償還利子を軽減する観点から、公営企業経営健全化計画を策定し、行財政改革に相当程度資するものと認められた場合に、公的資金の繰上償還を行い、その際の補償金が免除されるという、国の臨時特例措置」の実施により高金利（5%以上）から低金利（1.20%～2.45%）への借換えにより約 19 億円の削減
- ③ ポンプ場を廃止し自然流下方式への切替えによる維持管理費用の軽減
- ④ 内部管理コスト削減等

今後も進めていくことが必要である。

収入についても、今まで下水道使用料の改定を平成 19 年度、平成 23 年度に実施し、排出量区分や料率の見直しと徴収率向上の取組により使用料の確保に努め、持続可能な下水道サービスを提供しつづけてきている。

これら現状の推移から現行の下水道使用料金体系のまま、平成 31 年ごろまでに、回収率は 100%を超えることとなるので、改めて見直しをする必要はない状況と判断する。

今後の長期的展望をすると昭和 49 年（1974 年）から造られた施設設備の老朽

化に対しての更新事業により徐々に資本費が上昇していくと推測される。

また、市の一般会計からの繰入金についてその妥当性を検討し、また、使用者区分構成の見直しとその利用料金収入の検討など、長期的展望を踏まえた下水道事業を続けるために、早急に、企業会計手法をとり入れた財政収支を明らかにすることが肝要である。

次回以降に実施する下水道審議会の中において、適正な運営について検討することが必要である。

### Ⅲ 審議会委員の意見

審議会の中で各委員から様々な意見が出されたが、その主な意見を列挙したので、次回の審議会でも参考にされたい。

[現行料金体系に関するもの]

- ・市も様々な努力をされていて、その結果として良い方向に向かっている。
- ・資料から回収率が平成 31 年度には 100%を超えるので使用料を見直す必要はないと推測する。
- ・適正な下水道使用料の面から現状維持を要望する。
- ・汚水私費、雨水公費を堅持すべきである。
- ・現在、消費税も上がって、市民の生活もまだ上向いていないと感じる。

[料金改定の検討等に関するもの]

- ・公平、不公平の視点として、一つは回収率、もう一つは社会全体の人口構成、産業構造も検証することが必要である。
- ・上水道の節水意識と下水道使用料の適正化について検討が必要である。
- ・回収率は、資本費をどう扱うかによって変わるので、留意されたい。
- ・下水道使用料を改定する場合には、「経済情勢」「市民の負担への配慮が必要」は重要である。
- ・耐用年数に見合う公平な負担のありかたについて、今後、検討すべきである。
- ・下水道使用料のあり方については、再度、内容を検討する必要がある。
- ・東京都では小口化に対応して料金体系を改定している。
- ・水を殆ど使わない世帯の人が増えているので、その世帯への配慮した料金体系を検討する必要がある。
- ・使用者の区分構成に合わせて使用料体系を検討しないと効果が上がらない可能性がある。

[健全化等に関するもの]

- ・一般会計繰入金の会計基準を検討すべきであり、市の財政状況によって判断すべきである。
- ・不明水については、今後も十分に注視していくべきである。
- ・管渠等の耐用年数が 50 年なのに対して、資本費である市債の償還が 30 年で

あることを認識していることが重要である。

- 長期的展望を踏まえた下水道事業を続けるために、企業会計手法による下水道事業の経営実態即ち、施設整備費、維持管理費、減価償却費、運営経費等を仕分け、把握するとともに収入元についても市の一般財源からの公費負担（繰入金）等について明確にする必要がある。

## 《用語説明（50音順）》

### 【ア】

#### 維持管理費（いじかんりひ）

下水道事業に係る人件費、事務費、ポンプ場や下水道管の公共下水道施設の補修費、水再生センター施設関連の維持管理費等です。

#### 一般会計繰入金（いっばんかいけいくりいれきん）

下水道事業特別会計の収入として、一般会計から繰り入れるお金のことで、一般会計側から見ると特別会計へ繰り出すお金（特別会計繰出金）であるため、表裏一体の関係になります。

総務省が示す一定基準のものを基準内繰入金といい、雨水処理に係る経費など、本来は税金（公費）で負担すべき経費に係るものです。

一方、一定基準を超えるものを基準外繰入金といい、特別会計の赤字補填<sup>ほてん</sup>などがこれにあたり、本来は使用料で賄うべきものです。

#### 雨水公費（うすいこうひ）

下水道事業では、雨水に関連する施設の維持管理費、市債の償還費等については、税金（公費）で負担することとされています。

#### 汚水私費（おすいしひ）

下水道事業では、汚水に関連する施設の維持管理費、市債の償還費等については、使用料により使用者が負担することとされています。

#### 汚水処理費経費回収率（回収率）（おすいしよりひけいひかいしゅうりつ）

汚水処理に要した費用に対する下水道使用料による回収割合です。この値が高いほど健全経営で、望ましいとされています。独立採算制の原則からすると、回収率100%がひとつの目標となります。

$$\text{(算出式)} \quad \text{汚水処理経費回収率 (\%)} = \frac{\text{使用料収入 (使用料単価)}}{\text{汚水処理費 (汚水処理原価)}} \times 100$$

この回収率は分母を汚水処理費、分子を使用料収入として計算されるもので、分母（支出）を減らし分子（収入）を増加させることにより、回収率は改善に向かいます。

## 【カ】

### 清瀬水再生センター（きよせみずさいせいせんたー）

西東京市は下水道処理場を持たないため、汚水は清瀬にある水再生センターに送られ処理されています。処理した水は、柳瀬川に放流しています。センターの処理区域は、東村山市・東大和市・清瀬市・東久留米市・西東京市の大部分、武蔵野市・小金井市・小平市・武蔵村山市の一部です。発生した汚泥は、センター内で焼却したうえで、100%資源化し、セメント原料などとして有効利用しています。

### 公債費（こうさいひ）

市債を借り入れた際、定められた条件による毎年度の償還金（元金及び利子の合計）で、いわば借金の返済額です。

### 公的資金補償金免除繰上償還（こうてきしきんほしょうきんめんじょくりあげしょうかん）

過去に高金利（5%以上）で借入れした市債の償還利子を軽減する観点から、「公営企業経営健全化計画」を策定し、その内容が当該団体の行財政改革に相当程度資するものと認められた場合において、公的資金の繰上償還を行い、その際の補償金が免除されるという、国の臨時特例措置です。（通常公的資金の繰上償還を行う場合は本来支払うべき利子に相当する額を補償金として支払うこととなります。）

西東京市では、平成19年度から平成22年度に繰上償還及び市債の借換えを実施し、約19億円の償還利子が軽減されました。

## 【サ】

### 市債（しさい）

市が建設事業など、必要な資金を調達するために借り入れる借入金（借金）です。

### 自主財源（じしゅざいげん）

市が自ら調達できうる財源で、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金などが該当します。

### 自然流下方式（しぜんりゅうかほうしき）

下水道管渠きよに勾配を付けることで、高低差を利用して、下水を自然に下流へ流す方式です。

### 資本費（しほんひ）

下水道施設の建設事業に伴って借り入れた市債の償還金です。

## 【タ】

### 独立採算制の原則（どくりつさいさんせいのげんそく）

下水道事業は、地方財政法第 6 条において自治体が経営する公営企業として位置付けられ、その運営経費はその経営に伴う収入（使用料）をもって充てなければならないとされています。これを独立採算制といい、税収入を主な財源として、市民生活に必要な行政サービスを提供している一般会計と区別して、特別会計を設置して事業を実施することになっています。

## 【ハ】

### 不明水（ふめいすい）

汚水処理水のうち、有収水量\*以外で、地下水やマンホールから浸入した雨水など、汚水処理経費を負担すべきものが明らかでないものをいいます。

※有収水量：下水道で処理した汚水のうち、使用料収入の対象となる汚水量です。

## 付 属 資 料

- 付属資料 1 平成 26 年度西東京市下水道審議会委員名簿
- 付属資料 2 西東京市下水道審議会への諮問について
- 付属資料 3 平成 26 年度西東京市下水道審議会審議経過
- 付属資料 4 西東京市下水道審議会条例
- 付属資料 5 資本費・維持管理費と使用料等の推移

平成 26 年度西東京市下水道審議会委員名簿

(会長、副会長、あいうえお順、敬称略 )

	氏 名	構 成	備 考
会長	海和 将也	学識経験者	西東京商工会事務局長
副会長	山田 敏史	学識経験者	日本下水道事業団 研修センター 研修企画課長代理
委員	明石 修	学識経験者	武蔵野大学 環境学部 環境学科 准教授
委員	今井 文男	公募市民	市 民
委員	金子 正志	その他市長が必要と認める者	日本下水道協会 経営調査課 主幹
委員	高山 昇	公募市民	市民
委員	西川 仁	その他市長が必要と認める者	日本下水道事業団 事業統括部 調査役
委員	根本 知子	公募市民	市 民
委員	濱崎 昌子	公募市民	市 民
委員	山田 大志	法人市民	山田病院 事務部次長

26 西審下第 9 号  
平成 26 年 5 月 22 日

西東京市下水道審議会  
会長 海和将也様

西東京市長  
丸山浩一

### 西東京市下水道審議会への諮問について

このことについて、西東京市下水道審議会条例第 2 条に基づき、下記のとおり諮問いたします。

#### 記

1 諮問事項  
西東京市下水道事業の適正な運営について

2 諮問の理由

現在、本市では西東京市第 4 次行財政改革大綱に基づき、「将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立」を目指しています。下水道事業特別会計におきましても、健全化を進めるために、今後想定される下水道管等の設備更新需要や下水道使用料などを踏まえた下水道事業運営全体的な内容を検討する必要があります。

このために、アクションプランに位置づけられている「下水道事業特別会計の健全化」を着実に実行し、今後も快適な下水道サービスを安定・継続して提供できるよう「下水道事業の適正な運営」について諮問するものです。

西東京市下水道審議会審議経過

回数	開催年月日	審議内容等
第1回	平成26年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・会長及び副会長の選出</li> <li>・審議会の運営方法等について</li> <li>・諮問</li> <li>・今後のスケジュールについて 等</li> </ul>
第2回	平成26年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の現地視察 (東町ポンプ場、清瀬水再生センター)</li> </ul>
第3回	平成26年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道財政と使用料について</li> <li>・その他</li> </ul>
第4回	平成26年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道使用料等について</li> <li>・その他</li> </ul>
第5回	平成26年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本費と維持管理費について</li> <li>・使用料と汚水処理回収率について 等</li> </ul>
第6回	平成26年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本費、維持管理費、使用料、汚水処理回収率について 等</li> </ul>
第7回	平成26年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申(案)について</li> <li>・その他</li> </ul>
第8回	平成27年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申(案)の最終確認について</li> <li>・答申</li> </ul>

西東京市下水道審議会条例

平成13年6月29日

条例第198号

(設置)

第1条 西東京市の下水道使用料、都市計画下水道事業その他の下水道事業の運営に関し必要な事項について検討するため、西東京市下水道審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道使用料、都市計画下水道事業その他の下水道事業の運営に関し必要な事項を調査し、審議し、及びその結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民 5人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) その他市長が必要と認める者 2人以内

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市整備部下水道課において処理する。

(委任)

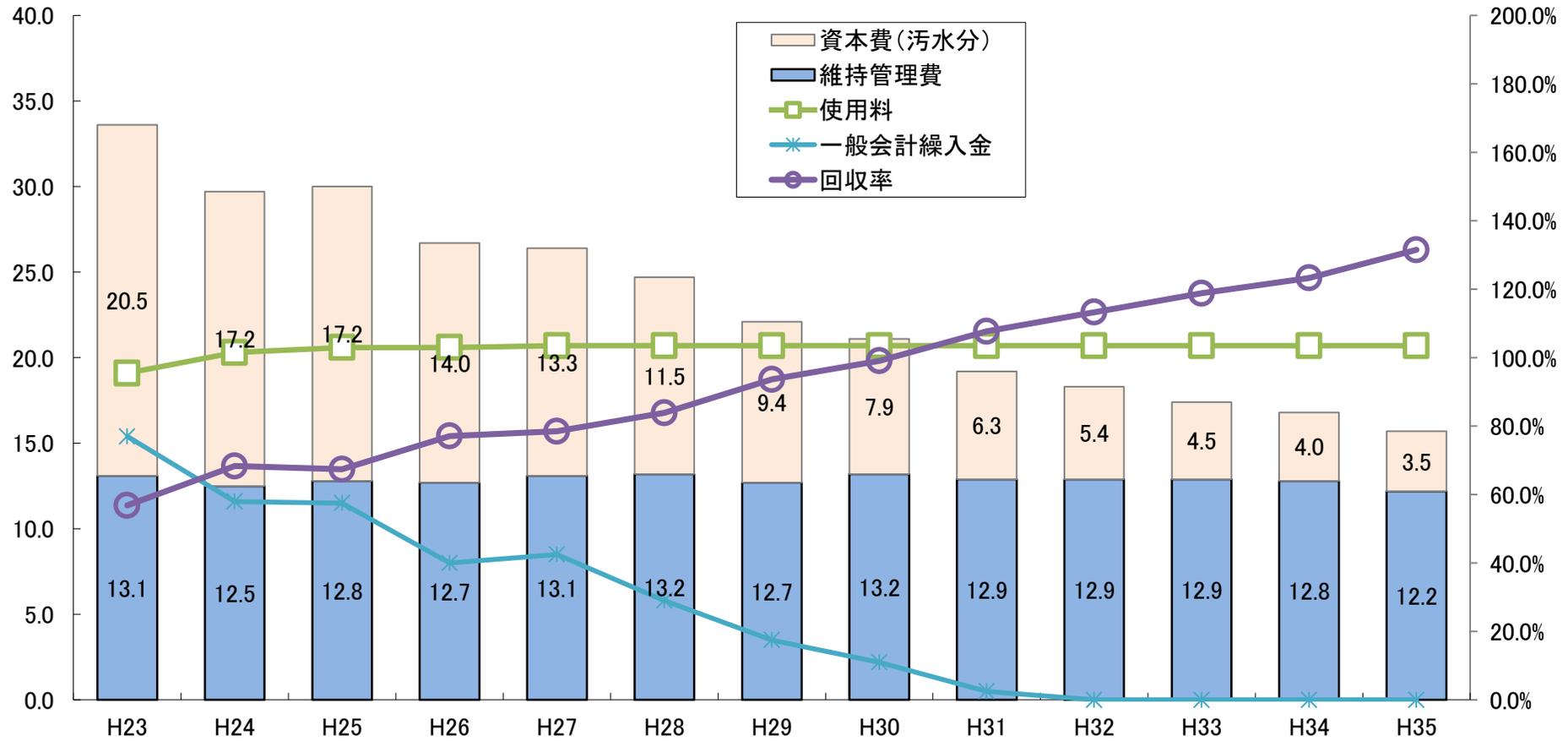
第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資本費・維持管理費と使用料等の推移

(単位：億円)



回収率	56.8	68.4	67.4	76.5	77.9	82.0	91.8	97.0	105.6	111.2	116.7	121.2	129.7
-----	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------

※資本費：下水道管の建設事業に伴って市債で借り入れた部分の償還金です。

※維持管理費：ポンプ場や下水道管の公共下水道施設の補修代、清瀬水再生センター施設関連の維持管理費等です。